

令和5年度 市民税・県民税の申告について

市民税・県民税申告書の書きかたについては、2ページからご覧ください。

所得と控除の計算資料

【資料1】給与所得の計算表

給与所得 = 収入金額 - 給与所得控除額

〔給与所得控除額〕収入金額とは、複数の事業所から受けた給与のすべてを合算した額です。

収入金額	給与所得控除額
1,800,000 円以下	収入金額×40% - 100,000 円 550,000 円に満たない場合には 550,000 円
1,800,000 円超 3,600,000 円以下	収入金額 × 30% + 80,000 円
3,600,000 円超 6,600,000 円以下	収入金額 × 20% + 440,000 円
6,600,000 円超 8,500,000 円以下	収入金額 × 10% + 1,100,000 円
8,500,000 円超	1,950,000 円 (上限)

※以下のいずれかに該当する場合は、次の所得金額調整控除額を給与所得の金額から差し引きします。

①収入金額が 8,500,000 円を超え、次のいずれかの要件を満たす場合

- (1)本人が特別障害者である
- (2)23 歳未満の扶養親族がいる
- (3)特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族がいる

所得金額調整控除額 = (給与等の収入金額 (上限 10,000,000 円) - 8,500,000 円) × 10%

②給与所得及び公的年金雑所得があり、その合計額が 100,000 円を超える場合

所得金額調整控除額 (上限 100,000 円) = (給与所得 (上限 100,000 円) + 公的年金等雑所得 (上限 100,000 円)) - 100,000 円

【資料2】公的年金に係る雑所得の計算表

公的年金等に係る雑所得 = (A) × (B) - (C)

〔公的年金等に係る雑所得の速算表〕

以下の速算表は、公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が「10,000,000 円以下」の場合の計算方法です。

10,000,000 円を超える場合の計算方法は当市 HP をご覧ください。

年金を受け取る人の年齢	(A) 公的年金等の収入金額の合計額	(B) 割合	(C) 控除額
65 歳未満	600,000 円までの場合は、所得金額は 0 となります。		
	600,001 円から 1,299,999 円まで	100%	600,000 円
	1,300,000 円から 4,099,999 円まで	75%	275,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	85%	685,000 円
	7,700,000 円から 9,999,999 円まで	95%	1,455,000 円
	10,000,000 円以上	100%	1,955,000 円
65 歳以上	1,100,000 円までの場合は、所得金額は 0 となります。		
	1,100,001 円から 3,299,999 円まで	100%	1,100,000 円
	3,300,000 円から 4,099,999 円まで	75%	275,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	85%	685,000 円
	7,700,000 円から 9,999,999 円まで	95%	1,455,000 円
	1,000,000 円以上	100%	1,955,000 円

【資料3】医療費控除の計算表

	医療費控除	セルフメディケーション税制
対象	医師や歯科医師による診療や治療の対価 治療や療養に必要な医薬品の購入の対価 など	特定一般用医薬品等 (スイッチ OTC 医薬品) の購入費
対象金額	支払った医療費の 100,000 円又は総所得金額の 5% のいずれか少ない方の金額を超えた額	上記購入費用の 12,000 円を超えた額
上限額	2,000,000 円	88,000 円
控除を受けるために必要な取り組み	特になし	健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組

【資料4】地震保険料控除の計算表 (住民税)

	住民税	
	年間の支払保険料の合計	控除額
(1) 地震保険料	50,000 円以下	支払った保険料の 1/2
	50,000 円超	25,000 円 (上限)
(2) 旧長期損害保険料	5,000 円以下	支払った保険料の全額
	5,000 円超 15,000 円以下	支払金額×1/2+2,500 円
	15,000 円超	10,000 円 (上限)
(1)・(2) 両方がある場合	(1)・(2)それぞれの方法で計算した金額の合計額 (最高 25,000 円)	

※ 上記の計算において算出した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げることになります。

【資料5】生命保険料控除の計算表 (住民税)

●平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に基づく保険料

支払った保険料	旧生命保険料 (支払額 A)	旧個人年金保険料 (支払額 B)
～15,000 円	A の額	B の額
15,001 円～40,000 円	A×0.5+7,500 円	B×0.5+7,500 円
40,001 円～70,000 円	A×0.25+17,500 円	B×0.25+17,500 円
70,001 円～	一律 35,000 円	一律 35,000 円
	C	D

●平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に基づく保険料

支払った保険料	新生命保険料 (支払額 E)	新個人年金保険料 (支払額 F)	介護医療保険料 (支払額 G)
～12,000 円	E の額	F の額	G の額
12,001 円～32,000 円	E×0.5+6,000 円	F×0.5+6,000 円	G×0.5+6,000 円
32,001 円～56,000 円	E×0.25+14,000 円	F×0.25+14,000 円	G×0.25+14,000 円
56,001 円～	一律 28,000 円	一律 28,000 円	一律 28,000 円
	H	I	J

合計	C + H (最高 2 万 8 千円) (Cのみ適用を受ける場合は最高 3 万 5 千円)	D + I (最高 2 万 8 千円) (Dのみ適用を受ける場合は最高 3 万 5 千円)	J (最高 2 万 8 千円)
	K	L	M

※ K と L と M の合計は最大 9 万 8 千円ですが、控除の限度額は 7 万円です。

【資料6】

配偶者控除の計算表 (住民税)

区分	控除を受ける納税者本人の合計所得金額	住民税
一般の控除 対象配偶者	900 万円以下	33 万円
	900 万円超 950 万円以下	22 万円
	950 万円超 1,000 万円以下	11 万円
老人控除 対象配偶者 (※)	900 万円以下	38 万円
	900 万円超 950 万円以下	26 万円
	950 万円超 1,000 万円以下	13 万円

※ 令和 3 年度から同一生計配偶者の合計所得金額の要件が 38 万円から 48 万円以下に改正されました。

※ 老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち令和 4 年 12 月 31 日現在 (年の途中で死亡した場合には、その死亡日現在) で年齢 70 歳以上の人をいいます。

配偶者特別控除の計算表 (住民税)

控除を受ける納税者本人の合計所得金額 配偶者の合計所得金額	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
48 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円
133 万円超	対象外	対象外	対象外

申告書の書きかた（表面）

- 申告する所得金額・所得控除は令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間分です。
- 住所・氏名・個人番号（マイナンバー）・職業・電話番号・生年月日を正しく記入してください。

4 所得から差引かれる金額	控除額等（住民税）
⑬ 社会保険料控除 あなたや生計を一にする配偶者その他親族が負担することになっている次の社会保険料で、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差引かれたりした保険料がある場合の控除。 健康保険料、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、労働保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、農業者年金の掛金など	支払った保険料の合計額 ※給与や公的年金から差引きされた保険料は、その支払を受けた人の所得からの控除となります。
⑭ 小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済法に基づく第一種共済掛金、確定拠出年金法に基づく年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に係る掛金を支払った場合の控除。	支払った掛金の合計額
⑮ 生命保険料控除 新（旧）生命保険や介護医療保険、新（旧）個人年金保険で、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）がある場合の控除。 保険料の区分は、生命保険会社等が発行する証明書に表示されています。 保険会社等が発行する「支払額などの証明書」を添付してください。	【資料5】
⑯ 地震保険料控除 地震保険料や旧長期損害保険料を支払った場合の控除。 保険料の区分は、生命保険会社等が発行する証明書に表示されています。 保険会社等が発行する「支払額などの証明書」を添付してください。	【資料4】
⑰ 寡婦 あなたがひとり親控除対象外の寡婦（女性）で、令和4年中の合計所得金額が500万円以下、かつ、次の要件のいずれかに該当する場合の控除。 (1) 子以外の扶養親族を有する方 (2) 夫と死別し、扶養親族がいない方 ※事実婚関係にある場合は適用されません。	26万円
⑱ ひとり親控除 あなたがひとり親（婚姻の有無や性別は問わない）で、令和4年中の合計所得金額が500万円以下、かつ、生計を一にする子（令和4年中の総所得金額が48万円以下）がいるひとり親である場合の控除 ※事実婚関係にある場合は適用されません。	30万円
⑲ 勤労学生控除 あなたが勤労学生（合計所得金額が75万円以下で、勤労による所得以外の所得が10万円以下である特定の学校の学生、生徒）である場合の控除	26万円
⑳ 障害者控除 あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者や特別障害者である場合の控除 (1) 障害者控除 身体障害者手帳3級～6級・療育手帳B・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるとして福祉事務所（市介護福祉課）から障害者控除対象者認定証の交付を受けた方 (2) 特別障害者控除 身体障害者手帳1級～2級・療育手帳Aの交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級である者と記載されている方、65歳以上の方で障害の程度が特別障害者に準ずるとして福祉事務所（市介護福祉課）から障害者控除対象者認定証の交付を受けた方 (3) (2)のうち、あなたや配偶者、あなたと生計を一にする親族のどなたかと同居を常としている方。 ※ 住所は同じでも老人ホームなどへ入所している場合は、同居を常にしていないといえません。	あなたが障害者の場合 ・障害者…26万円 ・特別障害者…30万円 配偶者・その他親族が障害者の場合（1人につき） ・障害者…26万円 ・特別障害者…30万円 ・同居特別障害者…53万円
㉑ 雑損控除 災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合。	
㉒ 医療費控除 （通常の医療費控除） あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他親族のために令和4年中に支払った医療費が一定金額以上ある場合の控除。 「医療費控除の明細書」の添付が必要です。 （セルフメディケーション税制） あなたが健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、あなたや生計を一にする配偶者その他親族のために令和4年中に支払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合の控除。 「セルフメディケーション税制の明細書」及び「一定の取組を行ったことを明らかにする書類」（予防接種の領収書や健診の結果通知など）の添付が必要です。 ※ 通常の医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除の特例は、いずれか一方の選択となります。	【資料3】

度分 市 民 民

栗原市長 殿

現住所
1月1日現在の住所
フリガナ
氏名

生年月日
年 月 日
生年 月 日
世帯主の氏名

この申告書に添付する書類に関する事項

社会保険の種別	支払った保険料
社会保険料控除	
合計	
新生命保険料の計	旧生命保険料の計
新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
介護医療保険料の計	
地震保険料の計	旧長期損害保険料の計

⑩～⑰ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、障害者控除、特別障害者控除

⑱ ひとり親控除

⑲ 勤労学生控除

⑳ 障害者控除

㉑ 雑損控除

㉒ 医療費控除

税 申告書

整理番号

郵便又は伝真

電話番号

個人番号

住所

基本
コード

1	収入金額	営業等	不動産	利子	配当	給与	雑	総合譲渡・一時
2	所得金額							
4	所得から差引かれる金額							
	合計							

1 収入金額・2 所得金額		所得額等
事業	営業等	卸売業、小売業、飲食業、製造業、建設業、運輸業、サービス業などのいわゆる営業 医師、弁護士、外交員、大工などの自由職業 漁業などの事業
	農業	農産物の生産、果樹などの栽培 農家が兼営する家畜の飼育、酪農品の生産など
不動産		土地や建物、不動産の上に存する権利などの貸付けから生ずる所得
利子		国外で支払われる預金等の利子で、国内で源泉徴収されないものなど
配当		法人から受ける剰余金の配当や、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配などの所得
給与		俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を有する給与に係る所得
雑	公的年金等	国民年金、厚生年金、恩給、企業年金など
	業務	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの
	その他	シルバー人材センター配分金、生命保険契約に基づく個人年金、講演料、原稿料、印税など
総合譲渡・一時		(1)譲渡所得 土地・建物以外の資産の売却による所得 (2)一時所得 生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金 賞金や懸賞当せん金、競馬や競輪の払戻金 ※ 日本の宝くじは「当せん金付証票法」で非課税とされています。
		総収入金額 — 必要経費 「収支内訳書」を添付してください。
		収入金額 = 所得金額
		収入金額 — 負債の利子 「配当金計算書」などを添付してください。
		【資料1】 「源泉徴収票」のコピーを添付してください。
		【資料2】 「源泉徴収票」のコピー添付してください。
		総収入金額 — 必要経費 「支払調書」（支払われた額等の証明書）を添付してください。
		(1)収入金額 — 取得費 — 特別控除額 (2)収入金額 — 必要経費 — 特別控除額

4 所得から差引かれる金額	控除額等（住民税）
①～② 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者 あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者の令和4年中の合計所得金額に応じて受けられる控除。	【資料6】
③扶養控除及び16歳未満の扶養親族 令和4年12月31日現在で、あなたに控除対象扶養親族（合計所得金額が48万円以下）がいる場合の控除 (1)一般の扶養親族 16歳以上19歳未満の方 （平成16年1月2日以降平成19年1月1日以前に生まれた方） 23歳以上70歳未満の方 （昭和28年1月2日以降平成12年1月1日以前に生まれた方） (2)特定扶養親族 19歳以上23歳未満の方 （平成12年1月2日以降平成16年1月1日以前に生まれた方） (3)老人扶養親族 70歳以上の方 （昭和28年1月1日以前に生まれた方） (4)同居老人扶養親族 (3)のうち、あなたか配偶者の直系尊属で、あなたか配偶者と同居を常としている方 ※ 老人ホームなどへ入所している場合、同居を常にはしていません。 (5)16歳未満の扶養親族【控除対象外】 16歳未満の方 （平成20年1月2日以降に生まれた方）	(1)33万円 (2)45万円 (3)38万円 (4)45万円 (5)0円 ※ (5)は控除額が0円ですが、市県民税の所得割額・均等割額に影響する場合があります。また、児童扶養手当などに影響しますので、忘れずに記入ください。
	マイナンバーの記入をお願いします！

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和3年1月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市県民税の納税方法

給与から差引き（特別徴収） 自分で納付（普通徴収）

給与・公的年金等に係る所得以外（令和5年1月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市・県民税については、納付方法を選択することができます。給与から差引くことを希望される場合は「給与から差引き（特別徴収）」に、ご自身で納付されることを希望される場合は「自分で納付（普通徴収）」に□チェックしてください。

申告書の書きかた（裏面）

6 給与所得の内訳
（目的等に応じて申告する人、源泉徴収票のない人は記入してください）

月	日	給与	勤務先	月収
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額

8 配当所得に関する事項

配当の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費

10 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項

収入金額	必要経費	合計金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (合計金額-特別控除額)
短期				
長期				
合計				

11 事業専従者に関する事項

氏名	氏名	生年月日	専従者給与 (控除額)
1			
2			
3			

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	氏名	氏名	住所
1			
2			
3			

13 事業税に関する事項

非課税所得など
 前年中の開始・廃止
 他道府県の事務所等

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額
 株式等譲渡所得割額控除額

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分
 住所地の共同募金会、自治会等
 寄附指定分
 寄附金控除額

16 所得金額調整控除に関する事項

本人が特別障害者である
 23歳未満の扶養親族がいる
 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族がいる

6 給与所得の内訳
 源泉徴収票がない方は、収入金額、賞与、勤務先等を記入のうえ、収入がわかる書類（給与明細等）を添付してください。源泉徴収票のある給与は記入不要です。

7 事業・不動産所得に関する事項
 事業所得（営業等・農業）、不動産所得がある方は、所得区分ごとに必要事項への記入及び収支内訳書を添付してください。

8 配当所得に関する事項

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

10 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項
 該当する所得がある方は、所得の内容収入金額、必要経費など記入してください。

11 事業専従者に関する事項
 事業専従者の氏名、続柄、従事月数、専従者給与（控除額）などを記入してください。

12 別居の扶養親族等に関する事項
 扶養親族・控除対象配偶者などのうち、あなたと別居している方の氏名、個人番号（マイナンバー）、住所を記入してください。

13 事業税に関する事項
 個人事業税（県税）が課税される方は必要事項を記入してください。
 ※ 事業の所得金額が事業主控除額 290 万円を超える方。

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項
 特定配当等に係る所得金額又は特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、配当・譲渡益から特別徴収された地方税分を記入してください。

上場株式等の配当等及び譲渡所得等の申告・課税方法
 所得税の確定申告とは別に、市民税・県民税申告書を提出することで、確定申告とは異なる課税方法を選択することができます。「総合課税」「申告分離課税」「申告不要制度」のいずれかに☑チェックしてください。

15 寄附金に関する事項
 都道府県や市区町村への寄附金（ふるさと納税）や宮城県又は栗原市が条例で定められたものに対する寄附金がある場合は、その金額を記入してください。
 その場合は、申告書に「寄附金等の受領書」を添付してください。

【注意！】
 ふるさと納税ワンストップ特例の申込みをされた方も、申告をされる場合には、必要事項を記載し、受領書を添付いただかないと寄附金控除の適用ができなくなりますので、ご注意ください。

【問い合わせ先・提出先】 下の点線部分を切り取って、封筒の宛先にご利用ください。

〒987-2293
 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号
 栗原市役所
 総務部税務課 市民税係 行

電話:0228-22-1121 (課直通)
 F A X:0228-22-0340
 e-mail:zeimu@kuriharacity.jp